

国立大学法人東京農工大学学術指導規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学術指導規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則                      (学術指導料の納入)                      第9条 (略)</p> <p>2 前項の学術指導料は、学内で実施される場合に1時間につき<u>2万2千円</u>を標準として、準備時間、実施場所、指導の態様等をもとに委託者及び本学が協議の上、定める額とする。</p>	<p>本則                      (学術指導料の納入)                      第9条 (略)</p> <p>2 前項の学術指導料は、学内で実施される場合に1時間につき<u>22,660円</u>を標準として、準備時間、実施場所、指導の態様等をもとに委託者及び本学が協議の上、定める額とする。</p>	

附 則(教規程第28号)

この規程は、平成26年4月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。